

監査公表第813号

地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり令和6年度定期監査（事務）の結果を公表します。

令和7年4月4日

京都市監査委員

令和6年度
定期監査（事務）の結果

京都市監査委員	山	本	恵	一
同	青	野	仁	志
同	山	添	洋	司
同	高	橋	一	浩

第1 監査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

- 1 監査の種類 定期監査（事務）（地方自治法第199条第1項及び第2項）
- 2 監査の対象局等 環境政策局、総合企画局、文化市民局、保健福祉局、都市計画局、北区役所、上京区役所、南区役所、監査事務局、消防局、交通局

なお、各局等に対して2年に1度の周期で監査をすることを基本としており、抽出する課等は、監査の実施頻度、重点監査項目の取扱件数、前回の監査結果、所管する事務等を基に総合的に判断している。

3 監査の対象期間

令和5年4月から令和6年9月まで（必要に応じて他の期間も対象とした。）

4 重点監査項目 公の施設の指定管理業務に係る財務事務

5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に従って行われているか。
- (2) 上記5(1)の事務の執行等が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているか。

- 6 監査の主な実施内容 関係帳簿、証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を実施した。

7 監査の実施場所 監査事務局及び監査対象局等執務室等

8 監査の実施期間 令和6年6月3日から令和7年3月27日まで

9 監査を実施した監査委員

監査委員 山 本 恵 一

同 青 野 仁 志

同 山 添 洋 司

同 高 橋 一 浩

第2 監査の結果

違法又は不正等の指摘にとどまらず、監査で発見された不適切な事務処理等の問題点の原因や背景等も踏まえ、速やかな事務改善につなげられるよう、監査対象課等に対する助言、支援及び改善提案をより一層重視する実効性のある監査に加えて、よりリスクが高く影響が大きいと考えられる特定の分野や項目に対する重点的な監査を目指し実施した。

その結果、発見された問題点に対して、市長が監査の実施期間中に速やかに問題点を是正するとともに、発生原因等を踏まえた適切な再発防止策を講じるほか、各局等内で問題点を共有し、適正な事務を行うよう職員に周知徹底するなど、適切に措置を講じた事項を「改善済事項」として記述し、是正・改善を図るための取組に十分な調査や検討を行うなど、一定の時間を要することから、監査の実施期間中に措置を講じることができなかった事項を「指摘事項」として記述した。

なお、是正・改善を図るために指導した軽易な事項は、記述を省略した。

1 重点監査項目

(1) 選定理由

令和5年度の定期監査では、「公の施設の指定管理業務に係る財務事務」を重点監査項目として監査を行ったところ、事業報告の不備等、施設所管局等の長が指定管理者を管理監督する意識が希薄化している事例が散見された。また、同年度の財政援助団体等監査でも、収入の帰属先及び条例上の料金設定の可否を巡り、指定管理業務と自主事業の区別があいまいに運用されている事例があった。

これらを受け、制度所管課である行財政局財政室では、令和6年3月、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針（以下「運用基本指針」という。）」の改定等を行い、適切な制度運用を行うよう施設所管局等に対して周知を行ったところである。

また、今年度定期監査では、保健福祉局や文化市民局等、指定管理者制度導入施設を多数所管する局を監査対象局とすることからも、昨年度に引き続き「公の施設の指定管理業務に係る財務事務」を重点監査項目として設定し、全庁横断的な事務改善を図ることとした。

(2) 結果

重点監査項目に関する取扱要綱や事務処理マニュアル、各種庁内通知等を含めた

関係法令等に照らし、適正かつ効率的に事務を執行しているか等の着眼点に基づき監査を実施した。さらに、制度所管課においては、令和5年度の定期監査及び財政援助団体等監査において判明した施設の管理運営に関する問題点や、それに対する取扱いをまとめた解説資料を新たに作成し、先述の運用基本指針の改定の通知と同時に施設所管局等に対して周知を行っていることから、これらも踏まえて監査を実施した。

その結果、実地調査時点においては、制度所管課からの周知後間もないことなどから、前年度と同様、主に事業報告の不備等の指摘事項に相当する問題点が多数見受けられたが、監査の実施期間中に監査対象課等が適切な取組を講じた結果、是正・改善された。

2 環境政策局

(1) 抽出した課等

地球温暖化対策室	
環境企画部	北部環境共生センター
循環型社会推進部	資源循環推進課、西京まち美化事務所
適正処理施設部	南部クリーンセンター

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	0	—	0	0	0	—	0
改善済事項	1	—	1	1	1	—	4
合 計	1	—	1	1	1	—	4

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が収入の決定をしていたものがあった。

イ 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 物品等の調達について、一体的な契約が可能であったが、複数の契約として随意契約を行っていたものがあった。
- b 少額随意契約において適切に見積り合わせを行っていなかったものがあった。

ウ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 他の団体に貸付けを行っている物品について、貸与物品一覧に記載された物品と実際に貸与している物品が一致していなかったものがあった。

エ 指定管理に関する事務

(ア) 指定管理の制度の運用

- a 市長の承認の手続を経ずに公の施設の利用に係る料金を定めていた。

3 総合企画局

(1) 抽出した課等

都市経営戦略室	東京事務所
総合政策室	
総合政策室	
国際交流・共生推進室	

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	0	0	0	0	0	0	0
改善済事項	1	2	1	1	1	1	7
合 計	1	2	1	1	1	1	7

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 調定

- a 行政財産の使用料について、誤った金額で調定していたものがあつた。

イ 支出事務

(ア) 支出方法の特例による支払

- a 資金前渡出納簿を事実の発生の都度、適切に記帳しておらず、資金前渡出納簿上の差引保管額と実際の保管額が異なっていた。
- b 前渡金について、事実の発生の都度、適切に出納していなかったものがあつた。

(イ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

ウ 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 随意契約において、見積書の精査が不十分なまま契約していたものがあった。
- b 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあった。
- c 少額随意契約において、適切に見積り合わせを行っていなかったものがあった。
- d 文書による承諾を得ずに再委託が行われていたものがあった。

エ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあった。
- b 備品台帳に記録があるが、現物を確認できない備品があった。

オ 指定管理に関する事務

(ア) 指定管理の制度の運用

- a 指定管理者が施設の目的外使用許可を受けることなく、自主事業を行っていたものがあった。

カ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 個人情報取扱事務

- a 個人情報取扱事務の委託契約開始前において、委託先の安全管理措置状況の確認が行われていなかったものがあった。

4 文化市民局

(1) 抽出した課等

文化芸術都市推進室	文化芸術企画課
くらし安全推進部	文化市民総務課
共生社会推進室	
市民スポーツ振興室	

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	0	0	0	0	0	0	0
改善済事項	1	1	1	2	2	1	8
合 計	1	1	1	2	2	1	8

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入の通知

- a 行政財産の使用料について、納期限を誤って納入の通知を行っていたものがあつた。

イ 支出事務

(イ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあつた。

ウ 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 物品等の調達について、一体的な契約が可能であったが、複数の契約として随意契約を行っていたものがあった。
- b 契約書の記載金額が誤っていたものがあった。
- c 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあった。

エ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあった。
- b 備品台帳に記録があるが、現物を確認できない備品があった。

(イ) 債権の管理

- a 債権管理台帳を整備していなかったものがあった。

オ 指定管理に関する事務

(ア) 指定管理の制度の運用

- a 指定管理者が施設の目的外使用許可を受けることなく、自主事業を行っていたものがあった。

(イ) 指定管理業務に係る点検及び指導

- a 指定管理に関する協定書に基づき提出した事業報告書の収支の内訳が、指定管理に係る収支と自主事業に係る収支を明確に区別されていなかったものについて、是正の指導を行っていなかったものがあった。
- b 指定管理者が指定管理業務に係る収支報告書に誤った数値を記載したものについて、是正の指導を行っていなかったものがあった。

カ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 任意団体における財務事務等

- a 事前に支出決定行為を行うことなく契約をしていたものがあった。

5 保健福祉局

(1) 抽出した課等

保健福祉部	保健福祉総務課
障害保健福祉推進室	こころの健康増進センター
健康長寿のまち・京都推進室	健康長寿企画課、介護ケア推進課
左京区役所保健福祉センター	健康長寿推進課（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課及び介護ケア推進課が所管する事務に関する財務事務のみ）
健康福祉部	

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	0	0	0	1	0	0	1
改善済事項	1	2	2	2	1	1	9
合 計	1	2	2	3	1	1	10

(3) 指摘事項

一部において、措置を求める指摘事項が認められた。

ア 財産管理事務

(ア) 債権の管理

- a 督促を行う場合については、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づいて教示をする必要があるが、督促状に教示文等が記載されていなかったものがあつたため、適切な記載となるよう改められたい。

(介護ケア推進課)

(具体例)

内容
老人ホーム費用徴収金支払のお願い

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(7) 収納事務

- a 公金収納受託者の告示の手続を行っていなかったものがあった。

イ 支出事務

(7) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

(i) 補助金の支出

- a 補助事業者等が仕入税額控除を受けたときに行う報告等について、補助金交付要綱等に定めがなかったものがあった。

ウ 契約事務

(7) 契約決定の手続

- a 仕様内容が契約書や仕様書に具体的に明記されていなかったものがあった。
- b 概算払された支出について、精算書等の内容を確認することなく、契約金額を確定させていたものがあった。

(i) 契約の履行確認

- a 適切に履行確認ができていなかったものがあった。

エ 財産管理事務

(7) 備品の管理

- a 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあった。
- b 備品台帳に配置場所を記録していなかったものがあった。

(i) 債権の管理

- a 督促を行っていなかったものがあった。

オ 指定管理に関する事務

(ア) 指定管理業務に係る点検及び指導

- a 指定管理業務に係る事業報告書の収入額の記載が不適切だったものについて、是正の指導を行っていなかったものがあった。

カ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 個人情報取扱事務

- a 個人情報取扱事務の委託契約開始前において、委託先の安全管理措置状況の確認が行われていなかったものがあった。

6 都市計画局

(1) 抽出した課等

まち再生・創造推進室	
都市景観部	開発指導課
建築指導部	建築指導課
住宅室	住宅管理課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	0	0	0	0	—	0	0
改善済事項	1	2	1	1	—	1	6
合 計	1	2	1	1	—	1	6

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入の通知

- a 行政財産の使用料及び普通財産の貸付料について、納期限を誤って納入の通知を行っていたものがあつた。

イ 支出事務

(イ) 支出方法の特例による支払

- a 資金前渡出納簿を事実の発生の都度、適切に記帳しておらず、資金前渡出納簿上の差引保管額と実際の保管額が異なっていた。

(イ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあつた。

ウ 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 建物等の修繕について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあった。
- b 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあった。

エ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあった。
- b 他の団体に貸付けを行っている物品について、貸与物品一覧に記載された物品と備品台帳に記録された物品が一致していなかったものがあった。
- c 他の団体に貸付けを行っている物品について、貸付契約を締結していなかったものがあった。

オ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 個人情報取扱事務

- a 個人情報取扱事務の委託契約開始前において、委託先の安全管理措置状況の確認が行われていなかったものがあった。

7 北区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	—	0	0	0	—	—	0
改善済事項	—	1	1	1	—	—	3
合 計	—	1	1	1	—	—	3

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

イ 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあった。

ウ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあった。

8 上京区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	—	—	0	0	—	—	0
改善済事項	—	—	1	1	—	—	2
合 計	—	—	1	1	—	—	2

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 契約事務

(ア) 契約決定の手続

a 文書による承諾を得ずに再委託が行われていたものがあつた。

イ 財産管理事務

(イ) 備品の管理

a 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあつた。

9 南区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	—	0	0	—	—	—	0
改善済事項	—	1	1	—	—	—	2
合 計	—	1	1	—	—	—	2

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

イ 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 少額随意契約において適切に見積り合わせを行っていなかったものがあつた。

10 監査事務局

(1) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

11 消防局

(1) 抽出した課等

総務部	総務課
左京消防署	

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	—	—	—	—	—	0	0
改善済事項	—	—	—	—	—	1	1
合 計	—	—	—	—	—	1	1

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 任意団体における財務事務等

a 会計帳簿と決算書の金額が一致しない費目があった。

12 交通局

(1) 抽出した課等

企画総務部	職員課、企画調査課
自動車部	技術課、西賀茂営業所
高速鉄道部	管理課、東西線運輸事務所

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	0	0	—	0	—	—	0
改善済事項	2	2	—	1	—	—	5
合 計	2	2	—	1	—	—	5

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入の通知

- a 2以上の会計年度にわたり行政財産の目的外使用許可を行っている案件について、次年度以降に納入通知書を発送する際、審査請求及び処分の取消しの訴えの教示をしていなかったものがあった。

(イ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が収入の決定をしていたものがあった。

イ 支出事務

(ア) 支出方法の特例による支払

- a 資金前渡出納簿を事実の発生の都度、適切に記帳しておらず、資金前渡出納簿上の差引保管額と実際の保管額が異なっていた。

(イ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

ウ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 資産外備品台帳に記載すべき物品を誤って台帳から削除していた。

13 意見

今回の定期監査に関し、業務改善に向けた取組を促す観点から、検討を要するもの、要綱、要領等の整備及び見直しに関するもの等、事務執行上の課題に対しては、(1)～(3)のとおり「意見」を付すので、一層の改善を図られたい。

なお、今回の定期監査では、交際費の執行について、特例的な支出方法である資金前渡のみに限定されているという事務執行上の課題が見受けられたが、口座振替等による支払いが可能なときは、地方自治法に基づく原則的な支出により執行することができるように取扱いを改め、監査の実施期間中に制度所管課で改善に取り組まれた。

(1) 補助金の交付に伴う仕入税額控除への対応について

消費税は、納税義務者となる事業者が確定申告をする際に、課税売上に係る消費税の額から課税仕入に係る消費税の額の控除（以下「仕入税額控除」という。）を受けることで、消費税の負担が累積しない仕組みとなっている。

また、補助金収入は消費税法上、不課税取引に該当し、消費税の課税対象とはならないため、補助対象経費に消費税の額を計上しないもの等を除いては、消費税の課税事業者が補助対象事業の実施に伴う取引について仕入税額控除を受けることは、当該控除額に含まれる補助金相当額を重複して収入することとなる。このため、国等の機関では補助事業者等が仕入税額控除を受けたときに行う報告等の手続を明確にしており、補助金交付要綱等の中で当該報告等の手続を規定し、必要に応じて仕入税額控除に含まれる補助金相当の額の返還を求めることなどによって、補助金交付額が適正なものとなるように取り組んでいる。

一方、本市では、補助事業者等が仕入税額控除を受けたときに行う報告等を補助金交付要綱等に規定している補助金が存在するものの、今年度の定期監査では、当該報告等について、補助金交付要綱等に定めのないものが見受けられた。

ついては、制度所管課においては、先述した監査で見つかった事例を周知するなど、適正な補助金の執行に向けて必要な対策を講じられたい。

(2) 引取者のない死亡人に係る事務について

引取者のない死亡人に係る葬祭については、行旅病人及行旅死亡人取扱法又は

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死亡地の市区町村が行うこととなっており、本市では事務全般を死亡地の区役所等が担っている。また、遺留金等を死亡人の葬祭費用に充てても、なお残ったもの（以下「残余遺留金」という。）については、その相続人に引き渡すことになるが、相続人調査における市区町村の事務負担が大きく、統一的なルールもないことから、多くの市区町村でその対応に苦慮している。

このため、令和3年3月、厚生労働省及び法務省は、引取者のない死亡人が発生した場合における対応について手引を策定し、市区町村が行った葬祭に伴い残余遺留金があり、相続人が不明あるいは相続人全員が相続放棄した場合については、家庭裁判所が選任した相続財産清算人が相続財産の管理・清算を行う相続財産清算制度や、供託所（法務局）に遺留金を供託する弁済供託制度により処理することとするなど、市区町村が保管する残余遺留金を解消する方法を示し、都道府県及び市区町村に周知している。

一方、本市では国の動向等を踏まえ令和5年10月にマニュアルを策定しているが、今回の定期監査の対象とした区役所が葬祭を実施した案件について、親族調査完了後において残余遺留金の解消に向けた取組に着手していなかった事例が見受けられた。このような状況が放置され続けた場合、残余遺留金が累積していくとともに、本市に属さない現金を長期間保管することで残余遺留金に関する情報が失われてしまうリスクがある。

については、引取者のない死亡人に係る事務について国における更なる検討状況を踏まえ、残余遺留金の解消に向けた取組が適切に行われるよう制度所管課からも改めて分かりやすい周知を行うなど必要な対策を講じられたい。

(3) 任意団体等における計理事務について

協議会、実行委員会その他の団体等で、本市に事務局を置き、かつ、本市の職員がその計理事務を担当している団体（以下「任意団体等」という。）の計理事務については、平成19年2月26日付け服務監通知「任意団体等における計理事務の留意点について」において、「公金と同等である。」という認識に立ち、担当職員が単独で事務処理を行っていないか等状況を的確に把握し、確実な運用と徹底した管理体制の確立が要請されている。

しかしながら、簡便に振込や残高照会等が行える金融取引サービスとして近年急速に利用が拡大しているインターネットバンキングについては、本市においてその利用の可否や管理方法に関する取決めはなく、現在複数の任意団体等において、それぞれ独自のルールの下、又は明確なルールを定めることなく、利用されている状況にある。

そのような中、今年度の定期監査の対象とした任意団体において、インターネットバンキングのログイン情報とワンタイムパスワード機器を同一の職員が管理し振込処理を行っていた事例が見受けられた。このように担当職員が単独で支出を行うことができる状態は、不適切な支出につながるおそれがあり、極めてリスクが高い状態にある。

については、本市として任意団体等におけるインターネットバンキングの利用の在り方を検討し、必要な対策を講じられたい。

(監査事務局)